平成２４年（フ）第１０７９号
福岡県古賀市今の庄２丁目16番16号
債務者　坪井　正敏
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０８７号
福岡県糟屋郡宇美町若草１丁目９番20号
債務者　原田　徳男
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０９０号
福岡市中央区六本松４丁目３番20号
債務者　黒田布士夫
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０９９号
福岡市南区南大橋１丁目18番13―204号
債務者　岩月　一将
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１０３号
福岡市東区名島３丁目８番17―202号
債務者　佐藤　絢香
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１０７号
福岡市城南区東油山３丁目21番43号
債務者　小町　雅美
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１１１号
福岡県糸島市波多江駅南１丁目２番１―408号
債務者　堀内　　透
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１１３号
福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁２丁目14番11号
債務者　納土喜代美
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１１５号
福岡県太宰府市宰府１丁目15番10―108号
債務者　山崎　康裕（旧姓小森）
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１１６号
福岡市早良区西新５丁目15番13号
債務者　越智千賀子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１２０号
福岡市東区馬出４丁目５番11号
債務者　坂本　友幸
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１２２号
福岡市早良区四箇田団地25番102号
債務者　朝倉　美鈴
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１２７号
福岡市博多区千代６丁目４番１―604号
債務者　國松　眞純
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１５５号
福岡県春日市大和町４丁目８番地ニューハイツ大和103号
債務者　江頭　剛次
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１６３号
福岡市東区和白丘２丁目５番５―105号
債務者　上原　春惠
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１６８号
福岡市東区唐原７丁目７番６号
債務者　加賀　智子（旧姓古井）
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１８７号
福岡県筑紫野市塔原東１丁目６番15号
債務者　毛利　重公
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部